

学園名・小中学校名の選定方法について

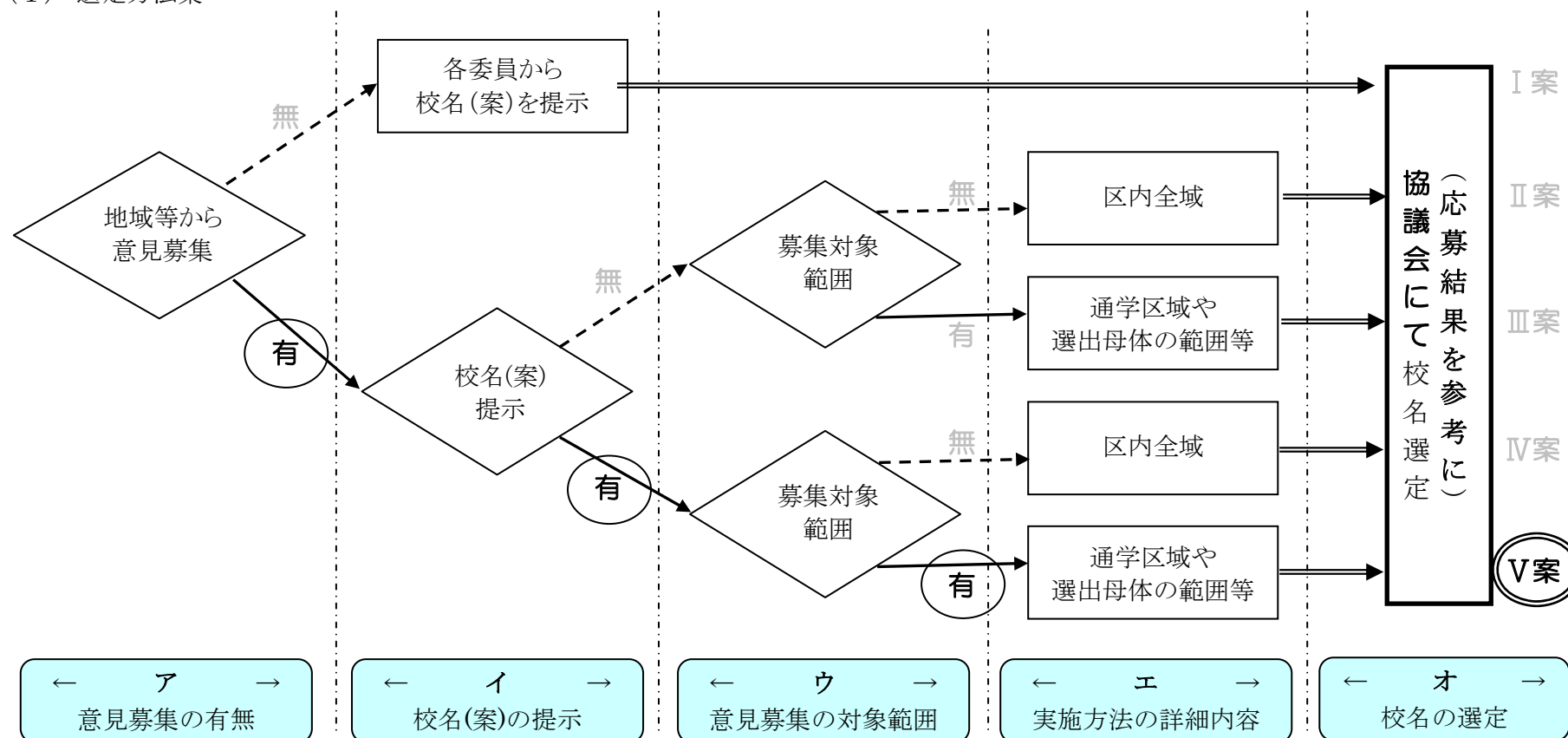
※ 本資料は、第 14 回協議会の配付資料 4-1 と 4-2 です。

1 前提

- ・協議会は、学園名・小中学校名（以下「校名」）の選定において必ず関与する。
- ・校名は、複数案から選定する。

2 校名の選定

(1) 選定方法案



(2) 選定方法案の課題等

	選択等内容	有無	課題等
ア	【意見募集の有無】 アンケートなどにより地域等から意見を募集するか。	無	・提示方法や選定方法の整理が必要
		有	・意見募集の実施方法の整理が必要
イ	【校名(案)の提示】 複数の校名(案)を提示した上で意見を募集するか。	無	・児童、生徒等の様々な意見の中からの選定となる。
		有	・校名(案)の選出(方法・数)
ウ	【意見募集の対象範囲】 対象地域等の範囲をどうするか。 区内全域又は通学区域等	無	・個人での大量投票などが懸念される。 (→エの実施方法により対応・制限)
		有	・対象地域の範囲や制限方法について整理が必要
エ	【実施方法の詳細内容】 意見募集の実施方法を具体的に整理。		<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法(協議会ニュース、専用チラシ、区広報・HPなど) ・回答内容(校名(ふりがな)、理由、氏名、住所など) ・応募方法(文書、専用回答用紙、FAX、メールなど)
オ	【校名の選定】 協議会において選定。		<ul style="list-style-type: none"> ・応募数によらない場合は、校名の選定理由 ・応募した児童や生徒等への心理的配慮

3 学園名・小中学校校名の決定までの手続き

協議会において学園名と小中学校校名を選定した後、教育委員会で新校の名称として議決します。

なお、小中学校校名は、区議会に「杉並区立学校設置条例」の改正案を提案し、議会の議決をもって最終決定となります。